

特定非営利活動法人 北海道総合地質学研究センター臨時総会

総会開催通知

日時：2020/11/28 (土曜) 13:00-14:00 (12:45 開場)

場所：かでの 2.7 北海道立道民活動センター 510 会議室 (札幌市中央区北 2 条西 7 丁目)

目的：定款第 22 条に定める総会議決事項を審議し、議決すること

審議事項：

第 1 号議案 会費額の変更

第 2 号議案 定款の変更

その他

総会次第

開会 理事長挨拶

議長ならびに議事録署名人の選出

議事

第 1 号議案 会費額の変更

第 2 号議案 定款の変更

その他

閉会

実際に出席予定の正会員：前田仁一郎, 宮下純夫, 嵯峨山 積, 高波鐵夫 <4 名>

電子メールによって表決に加わった正会員：石崎俊一, 岩間唯史, 加藤孝幸, 宮坂省吾, 関根達夫, 柳下文夫, 山岸宏光 <7 名>

委任状を提出した正会員：在田一則 (議長委任), 川村信人 (理事長委任), 君波和雄 (議長委任), 中川 充 (理事長委任), 岡村 聡 (議長委任), 山崎芳樹 (議長委任) <6 名>

- 総会開催日における会員数は以下の通りである。正会員 20, 一般会員 7, 院生・学生会員 1, 賛助会員 1. 全会員数 29.
- 定款第 26 条により, 総会開会の定足数 (正会員総数の 1/2 以上) は 10 名である.
- 定款第 27 条により, 総会の議決は出席正会員の過半数である.
- 定款第 28 条により, あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決または他の正会員を代理人として表決を委任することができ, そのようにした正会員は総会に出席したものとみなされる.
- 定款第 49 条により, 定款の変更には, 総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を必要とする.
- 本総会は新型コロナウイルス感染急拡大の状況のもと, 実参加者数を抑えて開催されるものである.

議事

第 1 号議案：会費額の変更

提案内容

一般会員の会費を 5,000 円から 2,000 円に変更する。

提案理由

設立当時の一般会員の位置づけは、完全退職直前の会員の兼業問題を避けるための便法としての「準正会員の的なもの」であり、会費の額も正会員と余り差のないものであった。しかし、その後に入会された一般会員の性格は必ずしも当初のものと合致しなくなり、一般会員の会費額に割高感が生じている。それを改善するために一般会員の会費を適切な額に変更する。

第 2 号議案 定款の変更

提案内容

定款第 28 条と第 36 条を以下のように変更する。但し、定款の「会議に関する事項」は法律によって所轄庁（札幌市）の認証が必要とされており、最終的な文言についての変更を許容することを含めた提案である。

第 28 条については 2 項を新たに追加し、現在の 2 項以降を順次 3 項などとする。以下、変更案を示す。

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 IT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の総会と同等の環境がオンラインで用意される場合、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 36 条については 2 項を新たに追加し、現在の 2 項以降を順次 3 項などとする。以下、変更案を示す。

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 IT・ネットワーク技術を活用することによって、実際上の理事会と同等の環境がオンラインで用意される場合、その理事は理事会に出席したものとみなす。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

提案理由

新型コロナ型ウイルスの感染拡大のもと、総会・理事会の参加が容易でない状況ともなっているため、この際、実際上の会議へのネットワーク経由での参加およびオンラインのみの総会・理事会の開催を可能にするために必要な定款の変更を行う。なお、実際上の総会・理事会と同等の環境とは、“内閣府の「新型コロナウイルス感染拡大に係るNPO法Q&A」” (<https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>) に基づき、発言したいときに自由に発言できるようにマイク等が準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることである。個々の正会員・理事が自宅等でこのような環境を用意し、オンラインでの出席を求める場合、理事長は実際上の総会・理事会会場において必要な環境を誠実に用意することとするが、それが諸事情によって不可能な場合にはその責を負わないものとする。

以上

その他

現行定款の「附則」の表現に関する所轄庁からの指示 (2020/11/25 付) への対応

下に掲載した所轄庁 (札幌市市民文化局/市民自治推進室/市民活動促進担当課/市民活動促進係) からの指摘について、「改正履歴」を「定款の附則」ではなく、「メモ」あるいは「覚書」の扱いとする方向で対応したい。

前々回 (2017.11.17 付け) 定款変更届出のときに「附則の追加」として届出書の変更内容に盛り込まれていないことに、

前回 (2019.11.22 付け) の定款変更届出・認証申請の際に気が付いていなかった、ということがわかりました。

つきましてはお手数ですが、これを「附則」として追加をするのであれば、今回の定款変更認証申請の際に、申請書の変更内容に附則の追加として記載していただくようお願いします。

あるいは、これは「附則」ではなく、単なる改正履歴の「メモ」あるいは「覚書」の扱い、ということであれば、こちらでそのように扱います。

改正履歴を「定款の附則」ではなく、「メモ」「覚書」の扱いにされるのであれば、これに関しては届出や申請時に変更内容に記載することは不要になりますので、どのような扱いとするかお知らせください。